

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 成田市の概況

1) 位置と成り立ち

成田市（以下、「当市」という。）は、千葉県の北部中央に位置し、北は利根川を隔てて茨城県と接し、西は県立自然公園に指定されている印旛沼、東は香取市と接している。市の西側には根木名川、東側には大須賀川が流れ、それらを取り囲むように広大な水田地帯や肥沃な北総台地の畑地帯が広がっている。北部から東部にかけての丘陵地には工業団地やゴルフ場が点在し、南には日本の空の玄関・成田国際空港がある。

昭和 29 (1954) 年には町村合併促進法によって成田町、公津村、八生村、中郷村、久住村、豊住村、遠山村の 1-町 6-か村が合併して成田市（人口 45,075-人）が誕生した。

昭和 53 (1978) 年には新東京国際空港（現成田国際空港）が開港し、以降は都市化の進展とともに、世界に開く国際空港都市として重要な役割を担っている。そして平成 18 (2006) 年 3-月 27 日には、香取郡下総町、大栄町との合併により、人口約 12-万人の新生・成田市が誕生し、北総台地の中核都市として更なる飛躍を果たした。



2) 地形・地質

当市の地形は、おおむね平坦な丘陵地で、南部及び東部から北部及び西部に向かって低くなっており、南部及び東部の台地と北部及び西部の低地に大別される。

平均標高は 20m 前後で、最高部は標高 42m の南三里塚地先、最低部は 0.5m の利根川となっている。根木名川水系や印旛沼の水系から入る浸食谷によって複雑な地形となっている台地部では、山林と畑が混在し、また、利根川、根木名川、荒海川、印旛沼の周辺には水田が広がっている。

台地は下総台地と呼ばれ、地表より 3-6m の厚さで赤褐色の関東ローム層が堆積しており、これは富士山や箱根火山の噴火による火山灰が堆積したものである。

関東ローム層の下位には黄褐色の砂層と小砂利混じりのいわゆる成田層と呼ばれる厚い砂層が堆積している。低地は、沖積低地と呼ばれ、河川によって運ばれた砂や泥が堆積して形成されたものである。特に、台地に樹枝状に入り込んでいる谷には、腐植土が堆積し、湿潤な環境にある。

3) 地盤

当市の地盤は地形と同様、台地と低地の 2 種類に分類される。台地は低地に比べて地震時の液状化が起こりにくく、標高が高いため水害の危険性も低い。低地がニュータウン地区を中心とする人口の集中している区域となる。低地は台地に比べて地盤の持つ強度が低く、地下水位も高いのが特徴であり、旧村部や下総地区が概ねこれに当たる。

4) 気象

千葉県の太平洋に面する地域では黒潮暖流の影響を受け比較的温暖であるが、当市はやや内陸に位置することから県内では比較的寒冷な地域であり、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しい。また、夏季から秋季に当たっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しや

すい気象条件となる。

年平均気温は、最高が25℃程、最低が4℃程であり、月別にみると最高は8月、最低は1月となっている。年間降水量は、1,500mm程で、月別にみると台風の影響の大きい9・10月で多くなっている。

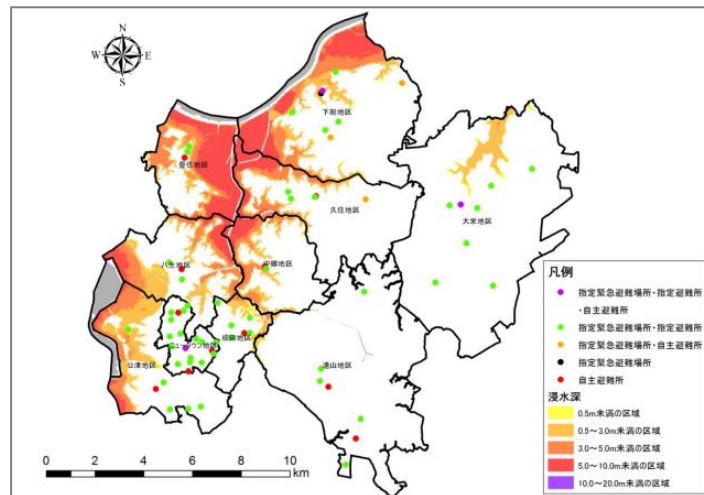
## (2) 地域の災害リスク

### 1) 風水害

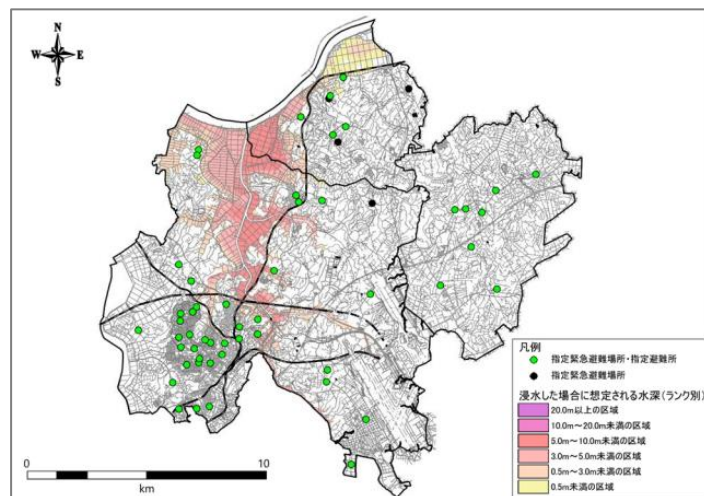
大規模な浸水（洪水や内水）や土砂災害が発生した場合、当市の広い範囲で浸水や土砂による被害が生じることが予想される。このため、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」、平成29年7月20日に公表された「利根川に係る洪水浸水想定区域図」、及び令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」において、浸水や土砂災害に対する影響について、人口等避難の対象者・世帯数等の算出を行った。

浸水被害については、利根川、及び根木名川浸水想定区域、内水氾濫浸水想定区域を、土砂災害については急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等を対象とし、指定避難所等の位置関係に基づき、指定避難所等の浸水・土砂災害に対する影響（立地条件）について確認した。

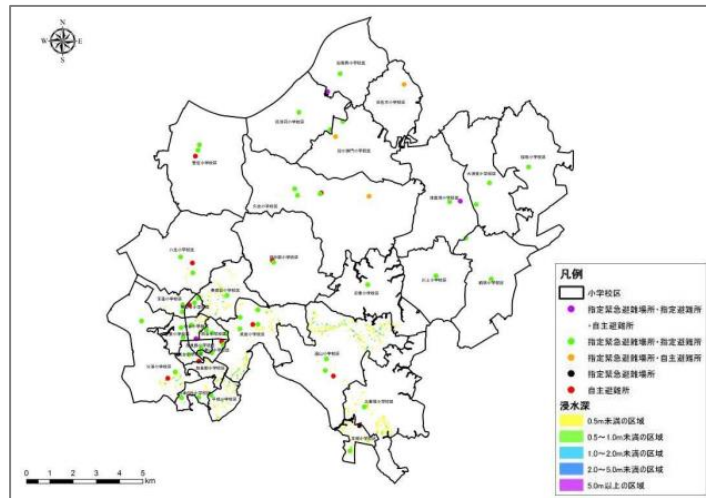
#### ①利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



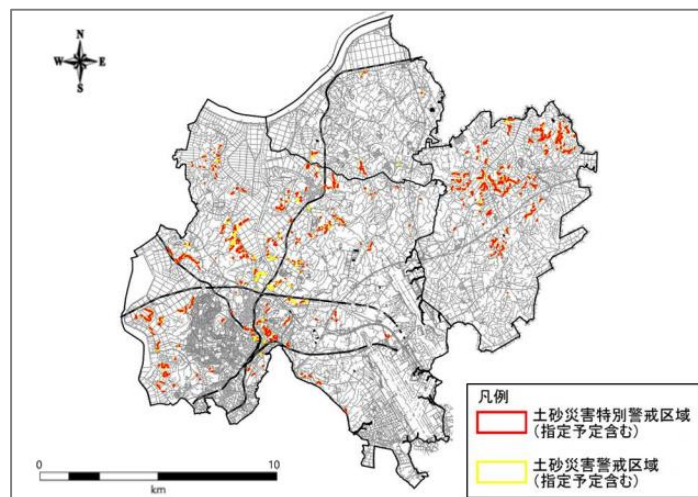
#### ②根木名川洪水浸水想定区域（想定最大規模）



### ③内水氾濫浸水想定区域



### ④土砂災害警戒区域等

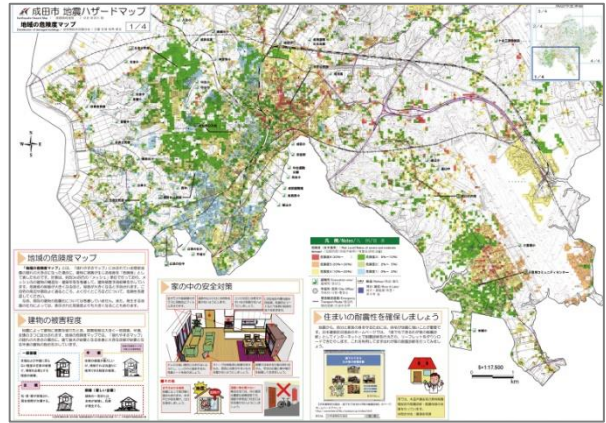
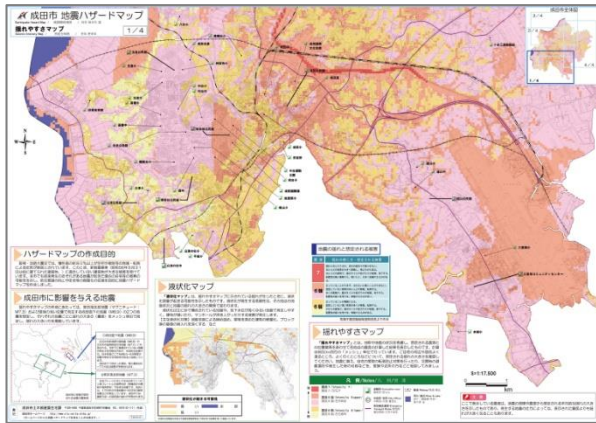


## 2) 地震

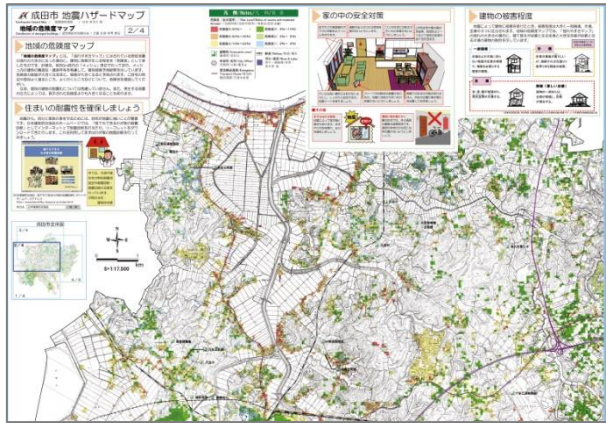
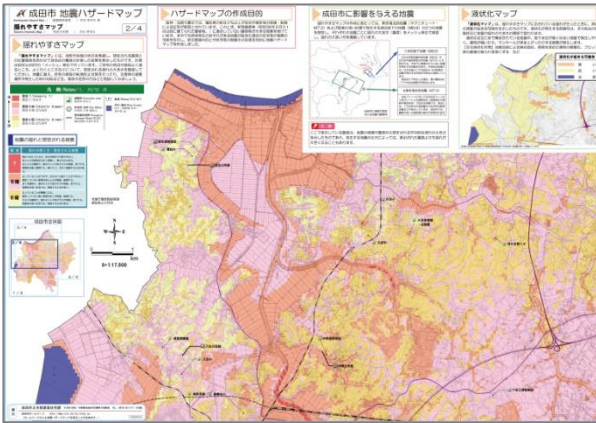
東京湾北部地震（マグニチュード：M7.3）、及び陸域の浅い位置で発生する成田直下の地震（マグニチュード：M6.9）の2つの地震を想定し、それぞれの地震ごとに揺れの大きさ（震度）をメッシュ単位で、揺れの大きい方をマップ上に掲載している。

当市内を4つの地域に分け、地域ごとに「揺れやすさマップ・液状化マップ」、及び「地域の危険度マップ」として作成している。

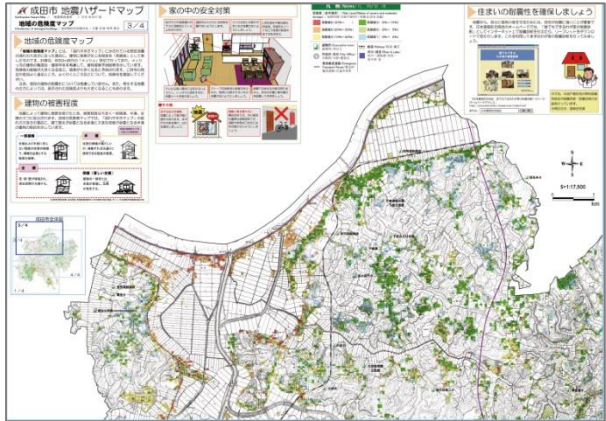
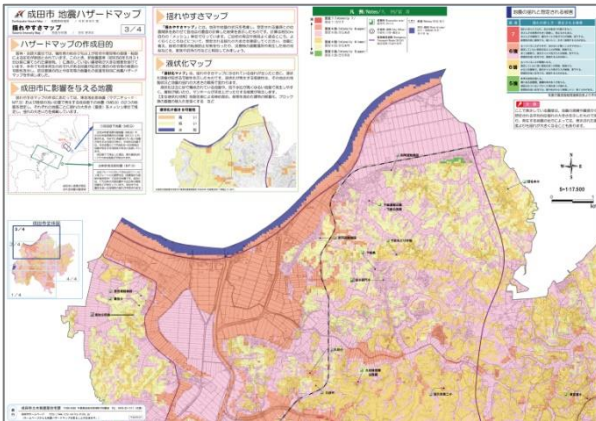
①成田地区・公津地区・遠山地区・成田ニュータウン地区



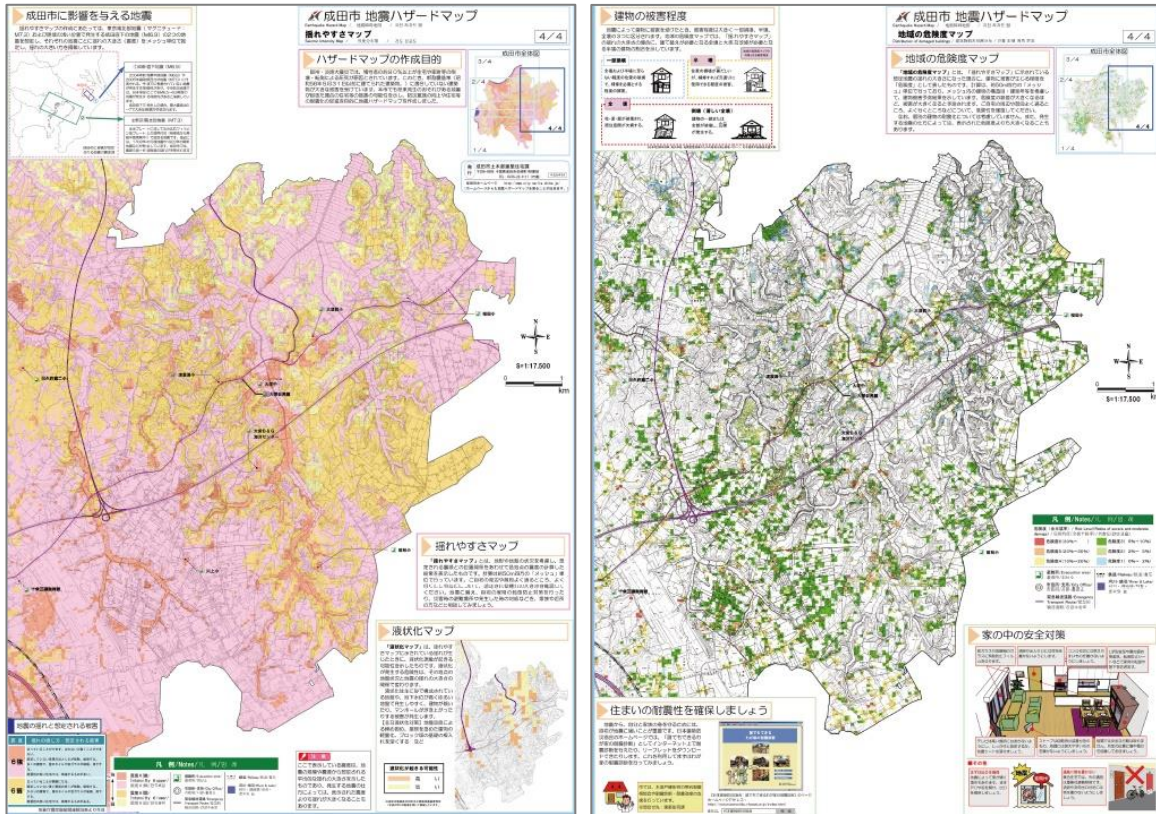
②八生地区・中郷地区・久住地区・豊住地区



③下総地区



#### ④大栄地区



- 揺れやすさマップ

地形や地盤の状況を考慮し、想定される震源との位置関係をあわせて各地点の震度を計算したものを表示している。計算は約 50 メートル四方の「メッシュ」単位で行っている。

- 液状化マップ

「揺れやすさマップ」に示されている揺れが生じたときに、液状化現象が起きる可能性を示している。液状化が発生する危険性は、その地点の地盤状況と地震の揺れの大きさの関係で変わる。

- 地域の危険度マップ

「揺れやすさマップ」に示されている想定地震の揺れの大きさになった場合に、建物に被害が生じる程度を「危険度」として表している。計算は、約 50 メートル四方の「メッシュ」単位で行っており、メッシュ内の建物の構造別・建築年等を考慮して、建物被害予測結果を示している。危険度の数値が大きくなるほど、被害が大きくなると予想される。

### 3) 感染症

新型コロナウイルスによる感染症の拡大による経済活動等への影響は当市だけではなく世界的な規模となっている。新型コロナウイルス感染症については国民の大多数がワクチン接種済みといっても、変異体の発生等、先行き不透明な点が多い。

当市は空の玄関口である成田国際空港を有することから、外国からもたらされる感染症が身近な脅威となっている。成田商工会議所（以下、「当所」という。）においては、感染症発生、感染拡大時に「緊急経営相談窓口」を設置する等、小規模事業者等の事業継続に向けた対応を行っており、今後も迅速かつ適切な対応が必要である。

### 4) その他

既述のとおり、当市は成田国際空港を有することから、航空機の炎上等による災害の危険性があるほか、密集市街地や、まとまった山林、石油類や高圧ガス等の危険施設、鉄道や高速道路等の交通施設などでは、一度事故が発生した場合には大規模な災害となり、住民等に大きな被害を与える

危険性をはらんでいる。また、放射性物質事故においては事故の特殊性及び影響が甚大である。

大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者が行う。当市においては、消防本部を中心に消火、救出、救急等を実施し、他関係機関と連携して活動を行うこととしている。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 5,309 者
- ・ 小規模事業者数 3,285 者

	第2次産業	第3次産業	建設	製造	卸・小売	宿泊・飲食	医療、福祉	他サービス	その他	計
商工業者数	674	4,635	439	233	1,470	756	329	1,669	413	5,309
小規模事業者数	577	2,708	408	167	743	393	140	1,176	258	3,285

出典：総務省・経済産業省 平成28年 「経済センサス-活動調査」

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・ 成田市地域防災計画の策定

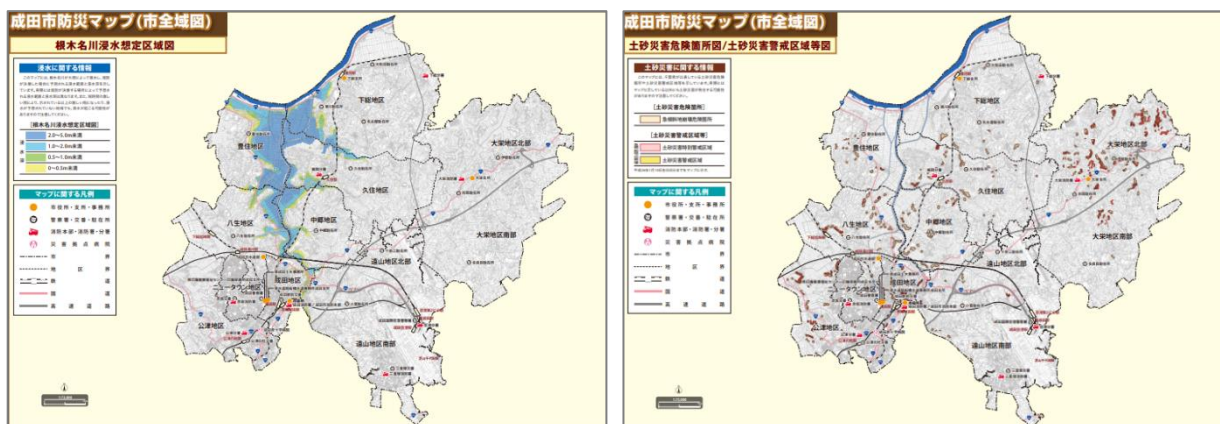
本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、成田市防災会議が作成する計画である。地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動、及び災害復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務について定めているものとなっている。当市では、本計画に基づき、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧の各段階に応じて、必要となる災害対策を実施している。

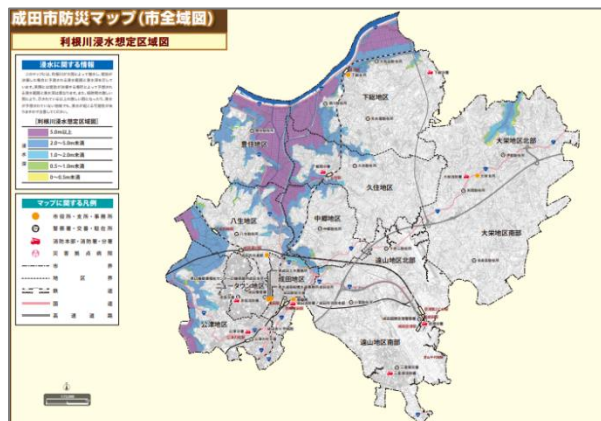
- ・ 防災訓練の実施

当市では災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実務的能力の向上に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民、及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

- ・ 成田市防災マップを活用した防災への啓発活動

当市では、地震のほか、近年の集中豪雨による浸水被害や土砂災害等を踏まえ、災害危険区域や避難所等を改めて住民に周知することにより、災害に対する危険性の再認識を促すとともに、自助・共助を基本とした災害予防活動を一層推進するため、「成田市防災マップ」の作成・普及に努めている。





- ・防災備品の備蓄

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合などは共助備蓄にて補完するものとし、不測の事態に備えて公助備蓄（市の備蓄）の供給を行うことを基本としている。

上記を踏まえ、本市では、「成田市備蓄計画」を策定し、発災から3日分を想定した本市の備蓄目標を定めている。

## 2) 当所の取組

- ・事業継続力強化計画に関する各種施策の周知
- ・損保会社と連携し損害保険への加入促進
- ・被災事業者の被災状況確認、応急対策、及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知や申請支援（制度の周知や千葉県災害復旧補助金や小規模事業者持続化補助金等）
- ・被災事業者への公的融資（日本政策金融公庫や県・市の融資制度）の斡旋
- ・当所危機管理マニュアルの作成
- ・救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- ・災害時における物価安定への協力

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分とは言い難い。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等が課題である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と本市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、-また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・各種研修会へ当所経営指導員等を派遣し、各種損害保険や-事業継続力強化計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**I 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和4年11月1日～令和9年9月30日）

**II 事業継続力強化支援事業の内容**

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して次の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

**(1) 小規模事業者等に対する災害等リスクの周知**

令和3年度に修正された「成田市地域防災計画」に則り、当計画内で明記されている当所としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等にあたれるよう事前の準備を進める。

①巡回指導時に、「揺れやすさマップ・液状化マップ」、「地域の危険度マップ」、「成田市防災マップ」、「総合防災ブック」、「成田市地域防災計画」、並びに「各種共済パンフレット」を携行し、事業所立地場所の自然災害等のリスク、及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②当市広報や当市、当所のホームページ等において、国、県の施策紹介や、リスク対策の必要性、各種共済等の概要、事業継続力強化計画等の紹介を行う。

③小規模事業者等に対し、発災時の備えとなる事業継続力強化計画の策定を推進する。

推進にあたっては、専門家招聘による事業継続力強化計画策定基礎セミナーの実施や、当所導入の経営基幹システムBIZミルを用いての策定支援、及び行政施策の紹介等をあわせて行う。

④新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対処することを周知する。

⑤新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

⑥事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT-やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。



## (2) 当所の事業継続力強化計画の作成

- ・令和4年9月危機管理マニュアルを策定済

## (3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ三井住友海上火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

## (4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化に関連する取組状況の確認
- ・成田市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。協議した内容は議事録等に記録し、当該記録は参加していない当所職員が閲覧できる状態で保存する。

## (5) 当該計画に係る訓練の実施

半年に一度、自然災害（マグニチュード7.3の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

## (6) 防災備品の購入

当所財源の範囲内で、自然災害等による停電等に備えて発電機、及び携帯電話充電用の備品や各種作業用品を、感染症対策としてマスク、及び消毒液等を購入する。

主な防災備品購入一覧（計画期間内に順次購入）

備品名	数量	備品名	数量
パソコン	4台	マスク	300枚
WEB会議用機材 (カメラ・マイク等)	1台	飲料水 2L	30本
WEB会議用ソフト	1個	消毒液	20本
ヘルメット	5個	乾電池	適宜
携帯電話用充電器	5個	ブルーシート	5枚
土嚢袋	50枚		

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当所と当市で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、1時間あたり2回以上の換気、及び職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づいて当所による感染症対策を行う。

## (2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を定める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当所による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当所と当市で共有する。(被害規模の目安は次を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は次の間隔で被害情報等を共有する。

経過区分	被害状況の共有・確認頻度
発災後	速やかに情報共有を行う
発災後～1-週間	1日に2回以上共有する
2-週間以降	適宜情報共有を行う

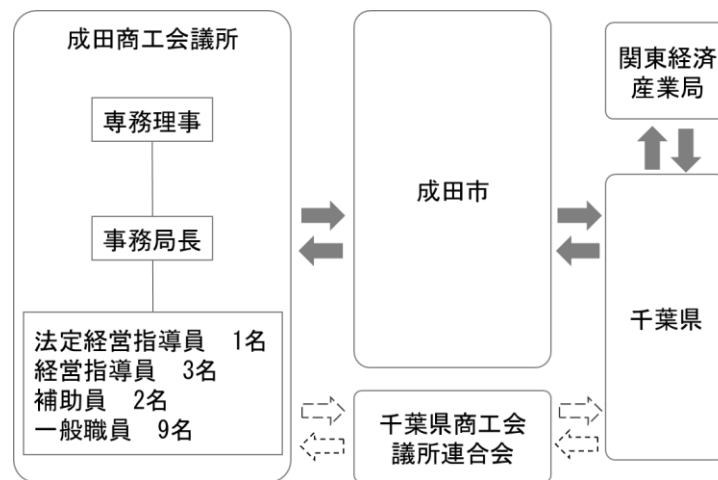
## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

### (1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う内容を取決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、及び商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

### (2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当市より県へ報告する。



※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、成田市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県や市の施策）につき、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・当所の会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。
- ・サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、当所の会員ネットワークの活用や市内業種団体等とも連携する。

#### < 6. 感染症対策 >

##### (1) 事前対策

- ・オンライン会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

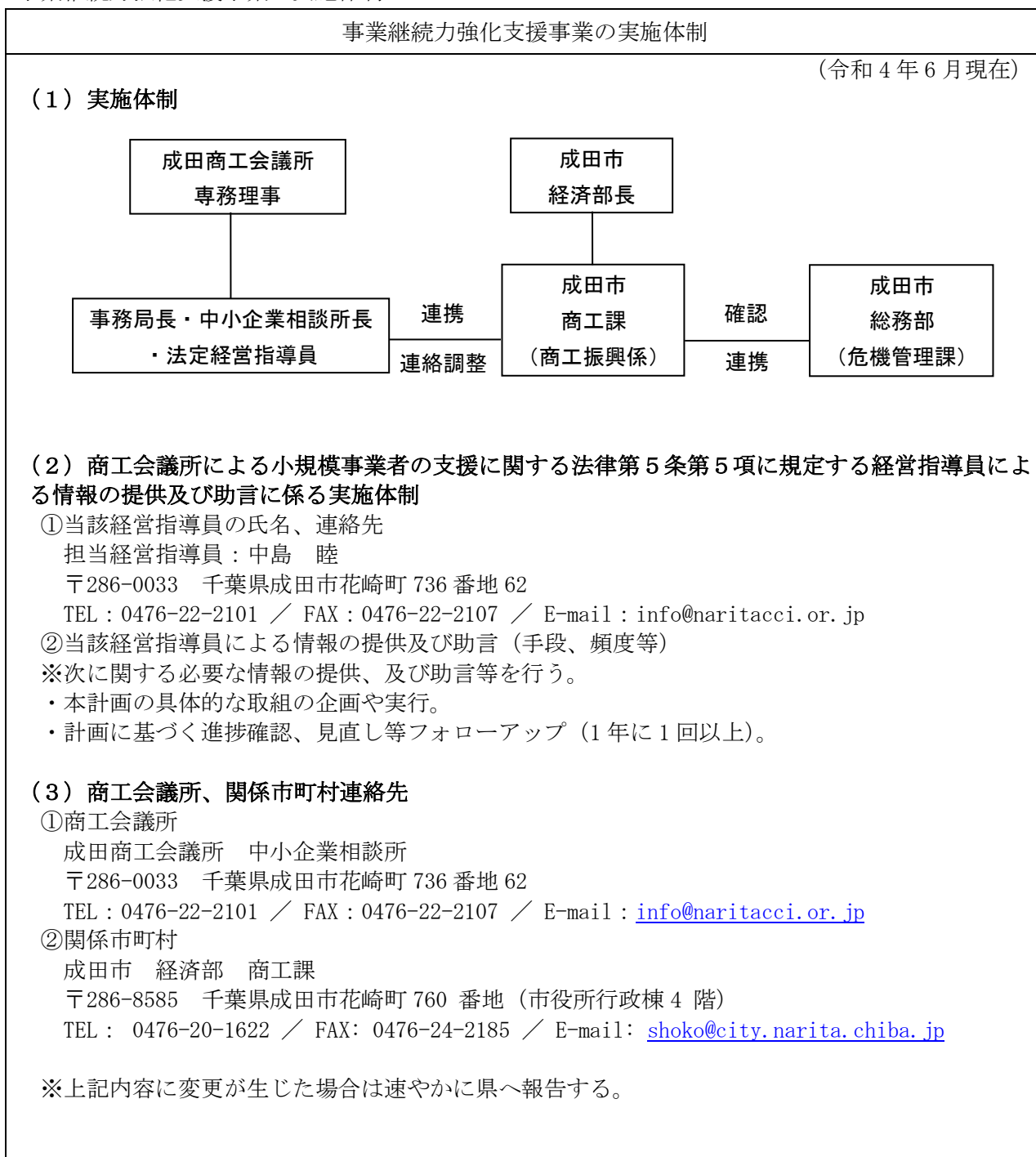
##### (2) 流行時の対策

- ・当所職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・当所職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※その他——上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	278	605	655	605	655
・専門家派遣費	113	225	225	225	225
・セミナー開催費	115	230	230	230	230
・パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対 策費	0	100	150	100	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国補助金、事業収入（共催・会館）、受託事業収入（市駐車場運営）等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。